

## 課税事業者届出書の廃止について

(令和4年4月から)

茨城県南水道企業団発注の工事及び業務委託及び物品、役務の提供等業務の契約締結時に、落札者より「課税事業者届出書」を提出いただいておりますが、落札者の事務軽減のため、令和4年4月の契約締結から「課税事業者届出書」の提出は不要といたします。

	令和4年3月までに契約	令和4年4月からの契約
課税事業者	課税事業者届出書が必要	課税事業者届出書が <b>不要</b>
免税事業者	免税事業者届出書が必要	免税事業者届出書が必要

尚、免税事業者は新たに新設しました「免税事業者届出書」の提出が必要となります。「免税事業者届出書」の提出がない場合、課税事業者として契約手続きを行いますので、免税事業者においては契約締結時に免税事業者届出書の提出漏れが無いようご注意ください。

### ■本件に関する問い合わせ先

総務課 庶務係

電話番号：0297-66-5131 ファクス番号：0297-66-50191